



地域における外国人との共生の現状 について

令和8年5月29日
自治行政局国際室

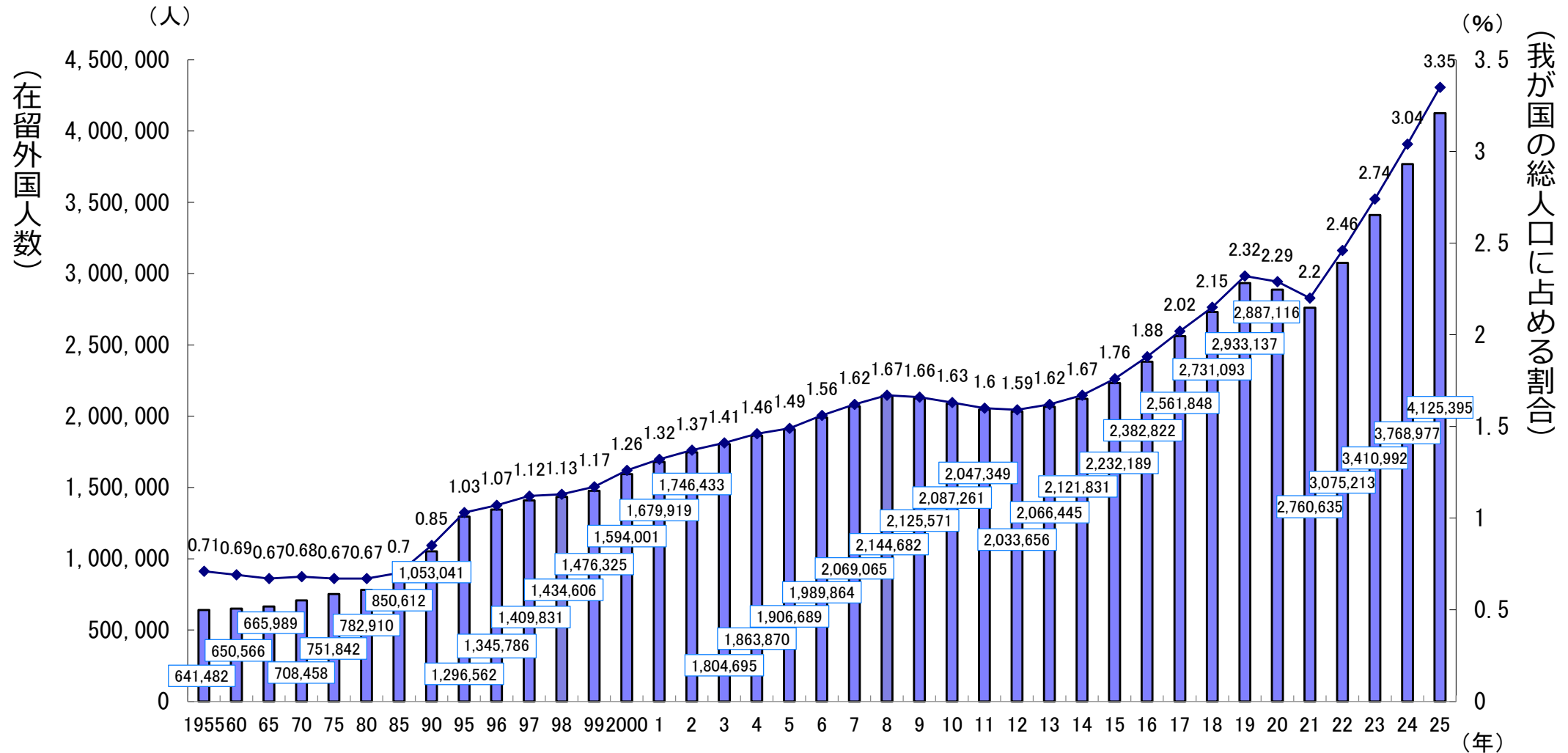
【目次(主なもの)】

・在留外国人の現状	2
・制度やルール等の理解・遵守に係る地方公共団体の取組等	16
・育成就労制度の概要	21
・外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策	25

在留外国人の現状

在留外国人数の推移

○ 在留外国人数は1990年ごろから大幅に増加し、リーマン・ショック（2008年）後減少に転じたものの、2013年から再び増加傾向となった。2020年に新型コロナウイルス感染拡大の影響により再び減少に転じたが、2022年には再び増加し、2025年末時点において412万人となり過去最高を更新した。



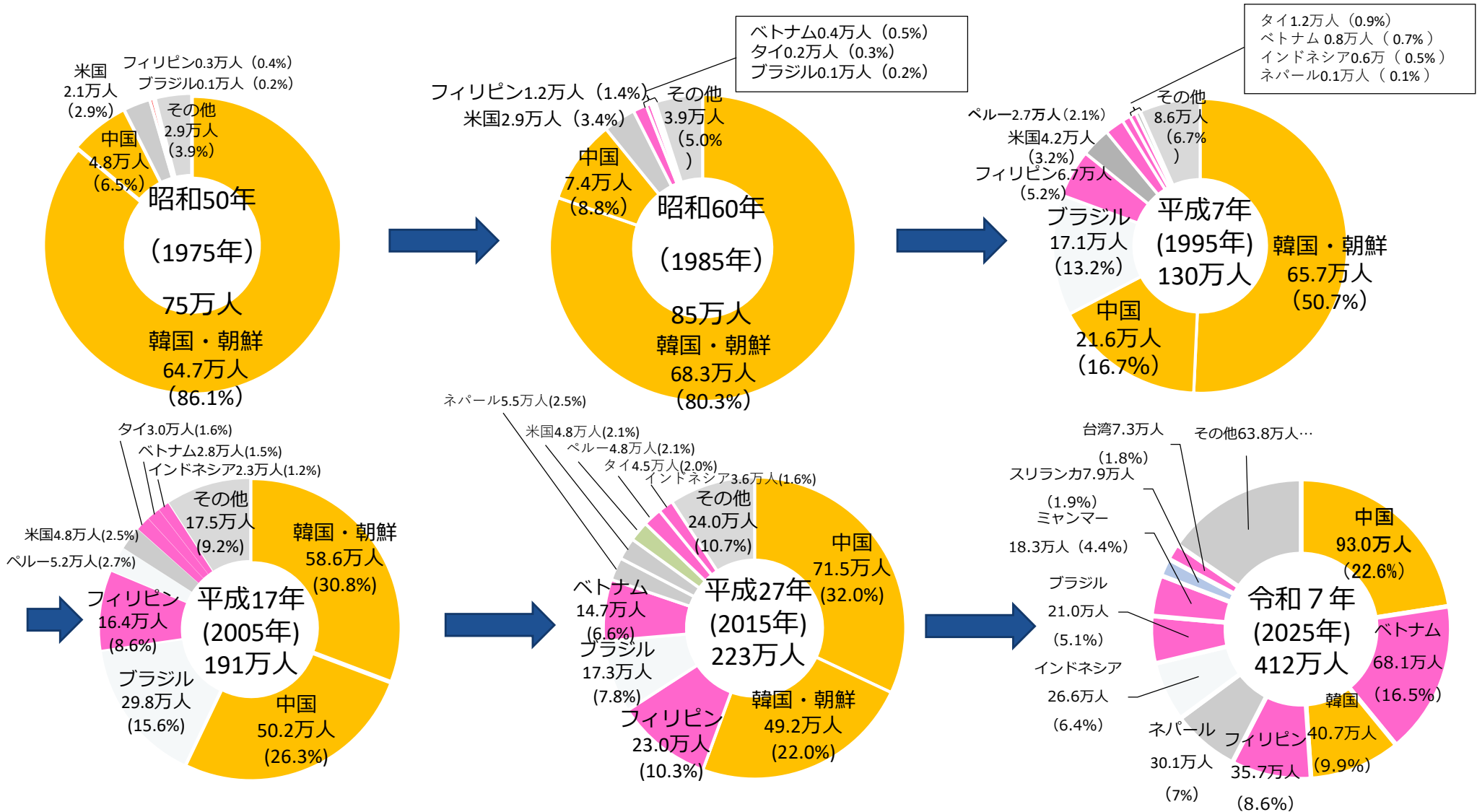
(注1) 「在留外国人数」は、各年12月末現在（法務省在留外国人統計。令和7年度は「外国人労働者に関する制度概要（入管庁HP資料）」）。

(注2) 「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月1日現在。

(注3) 昭和60年までは外国人登録者数、平成2年から平成23年までは、外国人登録者数のうち「中長期在留者」に該当し得る在留資格をもって在留する者及び「特別永住者」の数。

在留外国人の国籍・地域別内訳の変遷

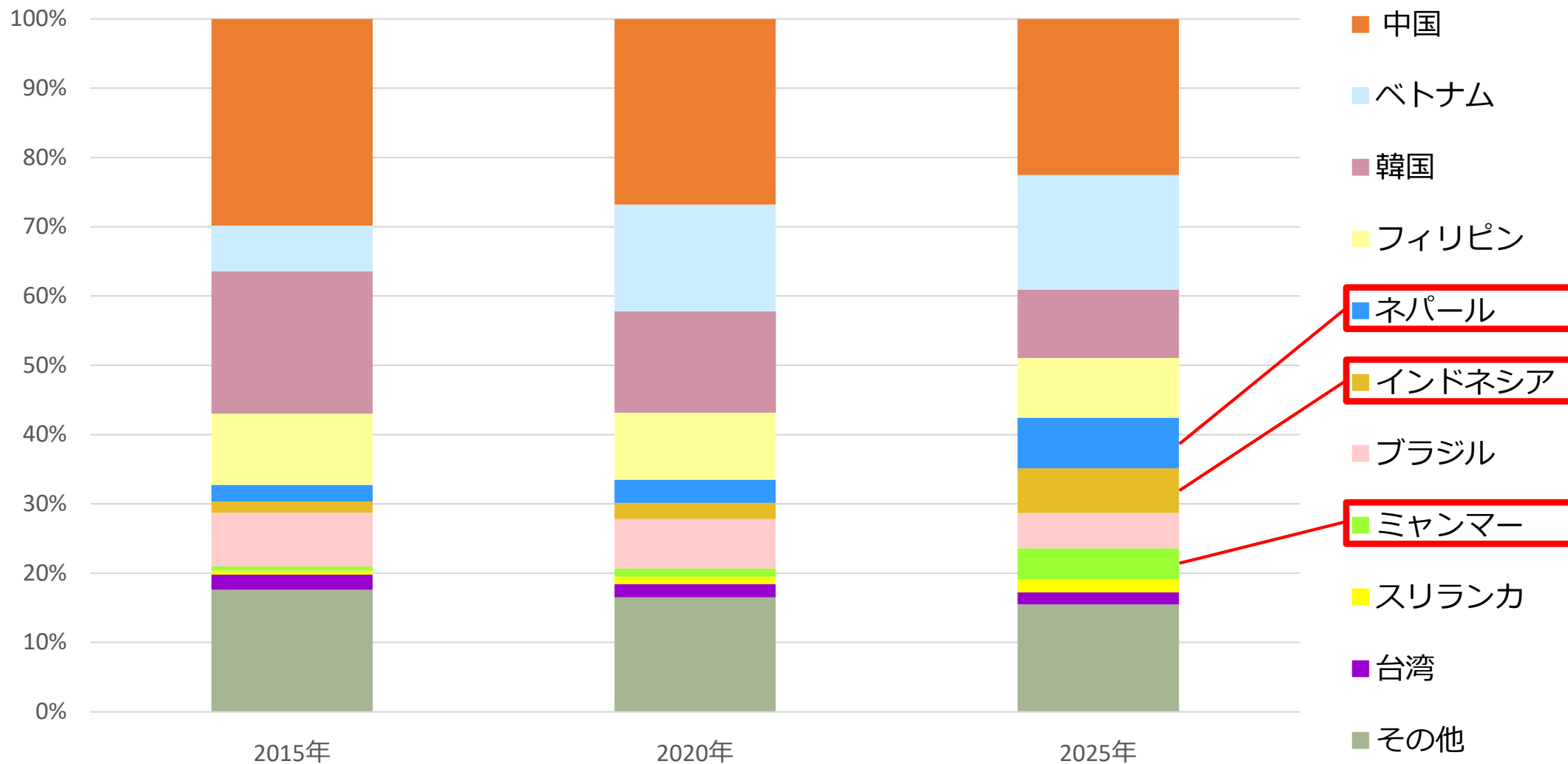
○ 80年代までは中国・韓国等が大半を占めていたが、90年代に入るとブラジルなどの中南米が増加し、近年はベトナムやフィリピンなどの東南アジアが増えている。



出典：法務省「在留外国人統計」
令和7年度は「外国人労働者に関する制度概要（入管庁HP資料）」

在留外国人の国籍・地域別内訳の変遷

○ 在留者が多い10国籍等(2025年時点)の全在留外国人に占める割合の変化は、下図のとおり。特に、近年、中国、韓国等の東アジアの国々の割合が低下し、ネパール(3.1倍)、インドネシア(3.9倍)、ミャンマー(5.2倍)の割合が、著しく上昇。(※括弧内は2020年からの人数ベースの増加率)

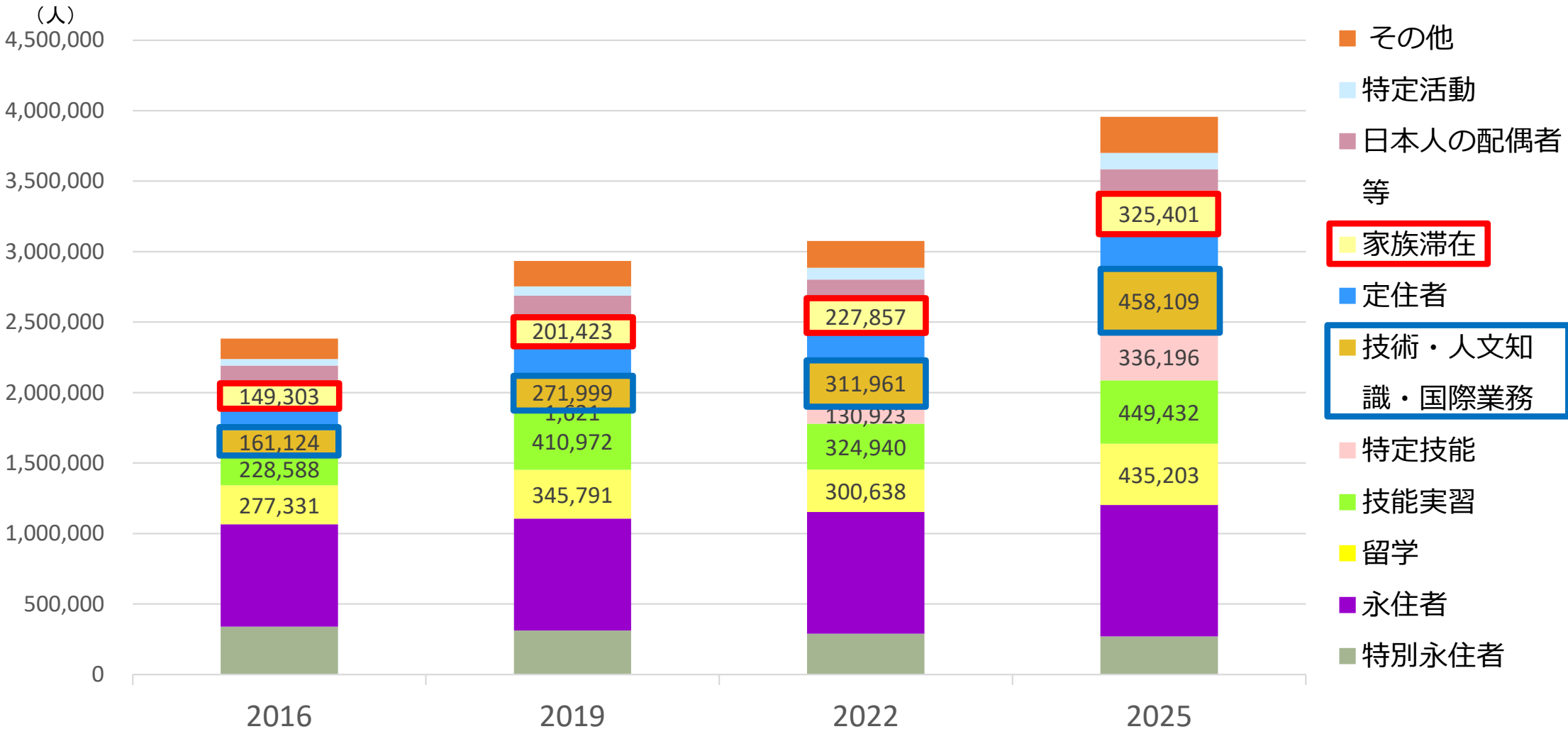


在留資格等別在留外国人数の推移

○在留資格の内訳では、「技能実習」「特定技能」の人数が大きく増加しているほか、「家族滞在」「技術・人文知識・国際業務」等の人数も増加。

家族滞在：2016 (H28) 年 14.9万人 → 2025 (R7) 年 32.5万人 (2.2倍)

技術・人文知識・国際業務：2016 (H28) 年 16.1万人 → 2025 (R7) 年 45.8万人 (2.8倍)



※その他：技能、永住者の配偶者等、経営・管理、企業内転勤、教育、高度専門職、教授、宗教、文化活動、興行、医療、研究、研修、芸術、報道、介護、法律・会計業務

出典：法務省入国管理局「在留資格別在留外国人数の推移」

都道府県別在留外国人の状況（2019年度と2024年度の比較）

- 在留外国人が人口に占める割合は都市部の方が高い傾向にある。
- 在留外国人数は全都道府県で増加しており、地方部でも増加率が顕著に高い地域がある。

(単位：人)

都道府県	全人口 (2020.1.1)	在留外国人数 (2019.12.31)		全人口 (2025.1.1)	在留外国人数 (2024.12.31)		増加数 (B-A)	増加率 (B/A-1)	都道府県	全人口 (2020.1.1)	在留外国人数 (2019.12.31)		全人口 (2025.1.1)	在留外国人数 (2024.12.31)		増加数 (B-A)	増加率 (B/A-1)
		(A)	割合		(B)	割合					(A)	割合		(B)	割合		
北海道	5,267,762	42,485	0.8%	5,044,825	67,484	1.3%	24,999	58.8%	滋賀県	1,420,948	33,929	2.4%	1,405,246	42,960	3.1%	9,031	26.6%
青森県	1,275,783	6,386	0.5%	1,185,767	8,603	0.7%	2,217	34.7%	京都府	2,545,899	64,972	2.6%	2,472,013	83,914	3.4%	18,942	29.2%
岩手県	1,235,517	8,170	0.7%	1,153,900	11,366	1.0%	3,196	39.1%	大阪府	8,849,635	255,894	2.9%	8,771,961	333,564	3.8%	77,670	30.4%
宮城県	2,292,385	23,986	1.0%	2,224,980	29,878	1.3%	5,892	24.6%	兵庫県	5,549,568	115,681	2.1%	5,393,607	142,676	2.6%	26,995	23.3%
秋田県	985,416	4,354	0.4%	907,593	5,851	0.6%	1,497	34.4%	奈良県	1,353,837	13,951	1.0%	1,303,867	19,257	1.5%	5,306	38.0%
山形県	1,082,296	8,058	0.7%	1,012,355	10,535	1.0%	2,477	30.7%	和歌山県	954,258	7,169	0.8%	901,193	10,144	1.1%	2,975	41.5%
福島県	1,881,981	15,559	0.8%	1,771,314	20,022	1.1%	4,463	28.7%	鳥取県	561,175	5,042	0.9%	534,003	6,068	1.1%	1,026	20.3%
茨城県	2,921,436	71,125	2.4%	2,848,597	102,549	3.6%	31,424	44.2%	島根県	679,324	9,342	1.4%	642,590	11,089	1.7%	1,747	18.7%
栃木県	1,965,516	43,732	2.2%	1,904,173	56,983	3.0%	13,251	30.3%	岡山県	1,903,627	31,569	1.7%	1,835,478	38,886	2.1%	7,317	23.2%
群馬県	1,969,439	61,689	3.1%	1,907,976	83,430	4.4%	21,741	35.2%	広島県	2,826,858	56,898	2.0%	2,728,771	67,837	2.5%	10,939	19.2%
埼玉県	7,390,054	196,043	2.7%	7,374,294	262,382	3.6%	66,339	33.8%	山口県	1,369,882	17,892	1.3%	1,292,956	21,581	1.7%	3,689	20.6%
千葉県	6,319,772	167,512	2.7%	6,311,579	231,614	3.7%	64,102	38.3%	徳島県	742,505	6,592	0.9%	700,409	8,907	1.3%	2,315	35.1%
東京都	13,834,925	593,458	4.3%	14,002,534	738,946	5.3%	145,488	24.5%	香川県	981,280	14,266	1.5%	939,965	19,607	2.1%	5,341	37.4%
神奈川県	9,209,442	235,233	2.6%	9,202,559	292,450	3.2%	57,217	24.3%	愛媛県	1,369,131	13,540	1.0%	1,296,359	18,687	1.4%	5,147	38.0%
新潟県	2,236,042	18,861	0.8%	2,110,754	24,283	1.2%	5,422	28.7%	高知県	709,230	4,967	0.7%	664,863	6,848	1.0%	1,881	37.9%
富山県	1,055,999	19,850	1.9%	1,008,536	24,314	2.4%	4,464	22.5%	福岡県	5,129,841	83,468	1.6%	5,086,957	113,159	2.2%	29,691	35.6%
石川県	1,139,612	16,881	1.5%	1,098,121	21,151	1.9%	4,270	25.3%	佐賀県	823,810	7,367	0.9%	794,252	11,358	1.4%	3,991	54.2%
福井県	780,053	15,823	2.0%	746,690	19,898	2.7%	4,075	25.8%	長崎県	1,350,769	10,995	0.8%	1,274,371	15,692	1.2%	4,697	42.7%
山梨県	826,579	17,179	2.1%	801,056	23,691	3.0%	6,512	37.9%	熊本県	1,769,880	17,942	1.0%	1,716,360	29,385	1.7%	11,443	63.8%
長野県	2,087,307	38,446	1.8%	2,012,399	46,850	2.3%	8,404	21.9%	大分県	1,151,229	14,081	1.2%	1,102,102	20,330	1.8%	6,249	44.4%
岐阜県	2,032,490	60,206	3.0%	1,951,292	74,750	3.8%	14,544	24.2%	宮崎県	1,095,903	7,850	0.7%	1,048,347	11,511	1.1%	3,661	46.6%
静岡県	3,708,556	100,148	2.7%	3,575,704	124,281	3.5%	24,133	24.1%	鹿児島県	1,630,146	12,215	0.7%	1,558,920	18,972	1.2%	6,757	55.3%
愛知県	7,575,530	281,153	3.7%	7,483,755	331,733	4.4%	50,580	18.0%	沖縄県	1,481,547	21,220	1.4%	1,484,081	29,384	2.0%	8,164	38.5%
三重県	1,813,859	56,590	3.1%	1,741,266	68,804	4.0%	12,214	21.6%	全国合計	127,138,033	2,933,137	2.3%	124,330,690	3,768,977	3.0%	815,840	28.5%

※全人口は住民基本台帳、外国人人口は在留外国人統計に基づくもの。 ※全国平均を超える在留外国人割合・外国人増加率を黄色で着色している（全国合計欄の数値は全国平均値）。
 ※外国人人口の全国合計には、都道府県が「未定・不詳」である人数（2019:3,368人、2024:5,313人）を含む。

地方公共団体の人口に占める外国人人口の割合（上位20市区町村）

○人口に占める外国人割合上位20市区町村

順位	都道府県	自治体名	全人口 (2025.1.1) (A)	外国人人口 (2025.1.1) (B)	外国人割合 (B/A)
1	北海道	勇払郡占冠村	1,590	582	36.60%
2	北海道	余市郡赤井川村	1,492	527	35.32%
3	大阪府	大阪市生野区	126,884	29,531	23.27%
4	群馬県	邑楽郡大泉町	41,653	8,871	21.30%
5	北海道	虻田郡倶知安町	17,120	3,627	21.19%
6	北海道	虻田郡留寿都村	2,018	399	19.77%
7	北海道	虻田郡ニセコ町	5,551	1,053	18.97%
8	長野県	北安曇郡白馬村	9,525	1,744	18.31%
9	大阪府	大阪市浪速区	79,032	13,111	16.59%
10	大阪府	大阪市西成区	105,151	15,170	14.43%
11	東京都	新宿区	352,717	48,097	13.64%
12	埼玉県	蕨市	76,342	9,530	12.48%
13	沖縄県	国頭郡恩納村	11,316	1,402	12.39%
14	東京都	豊島区	294,644	36,360	12.34%
15	長野県	下高井郡野沢温泉村	3,582	435	12.14%
16	神奈川県	横浜市中区	155,366	18,687	12.03%
17	三重県	桑名郡木曾岬町	5,875	693	11.80%
18	長野県	北安曇郡小谷村	2,811	319	11.35%
19	茨城県	常総市	60,596	6,842	11.29%
20	神奈川県	足柄下郡箱根町	10,835	1,219	11.25%

○外国人人口増加率上位20市区町村（2019年度→2024年度）

順位	都道府県	自治体名	外国人人口 (2020.1.1) (A)	外国人人口 (2025.1.1) (B)	外国人増加率 (B/A-1)
1	茨城県	北相馬郡利根町	366	1,018	178.14%
2	熊本県	菊池郡大津町	385	1,059	175.06%
3	北海道	苫小牧市	723	1,640	126.83%
4	熊本県	菊池郡菊陽町	459	1,032	124.84%
5	北海道	恵庭市	497	1,098	120.93%
6	山梨県	南都留郡富士河口湖町	530	1,143	115.66%
7	栃木県	日光市	989	1,997	101.92%
8	神奈川県	足柄下郡箱根町	608	1,219	100.49%
9	京都府	木津川市	642	1,284	100.00%
10	熊本県	菊池市	723	1,435	98.48%
11	福岡県	田川市	614	1,197	94.95%
12	静岡県	熱海市	652	1,241	90.34%
13	熊本県	熊本市北区	1,045	1,982	89.67%
14	鹿児島県	鹿屋市	679	1,287	89.54%
15	埼玉県	北本市	572	1,076	88.11%
16	熊本県	熊本市東区	1,236	2,264	83.17%
17	北海道	札幌市白石区	1,247	2,283	83.08%
18	岩手県	北上市	749	1,371	83.04%
19	群馬県	邑楽郡邑楽町	699	1,273	82.12%
20	北海道	帯広市	841	1,530	81.93%

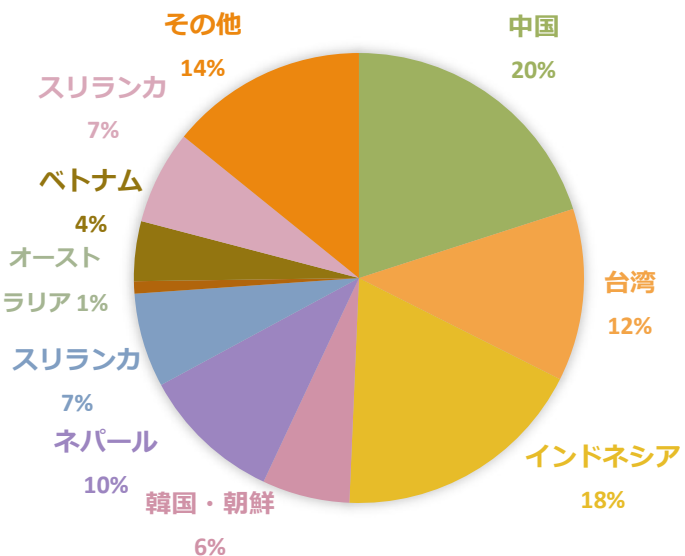
※外国人人口増加率については、2025年1月1月時点において外国人人口1,000人以上の市区町村を対象としている。

<出典>住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（2025.8.6公開）

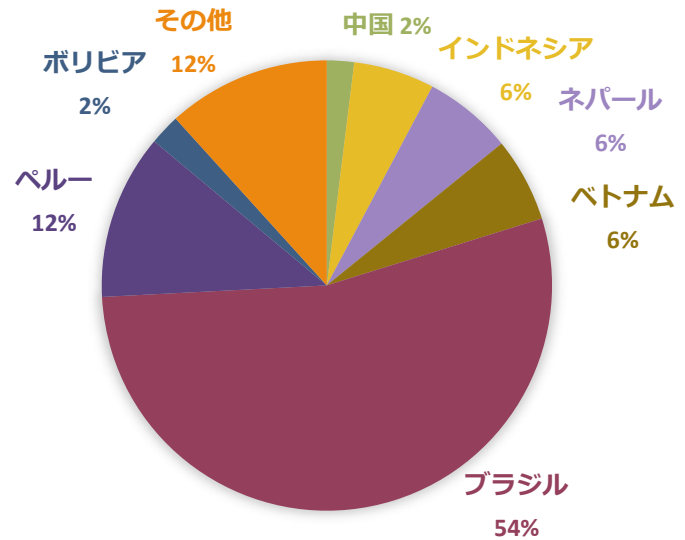
（単位：人）

外国人割合が多い市町村等の国籍・地域別内訳（令和7年）

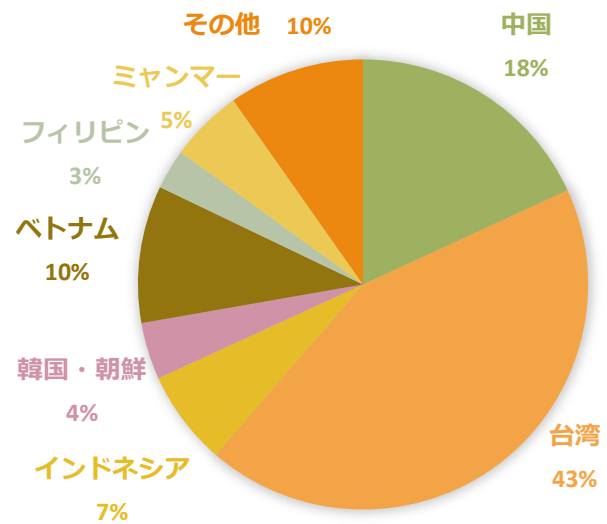
北海道占冠村（観光）



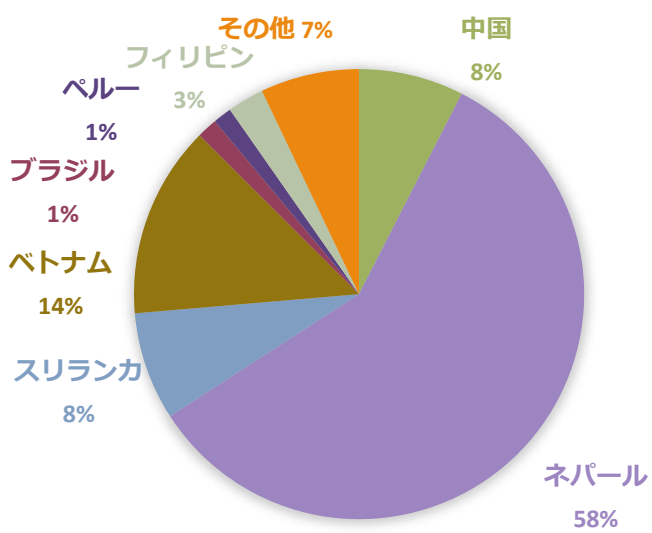
群馬県大泉町（日系人）



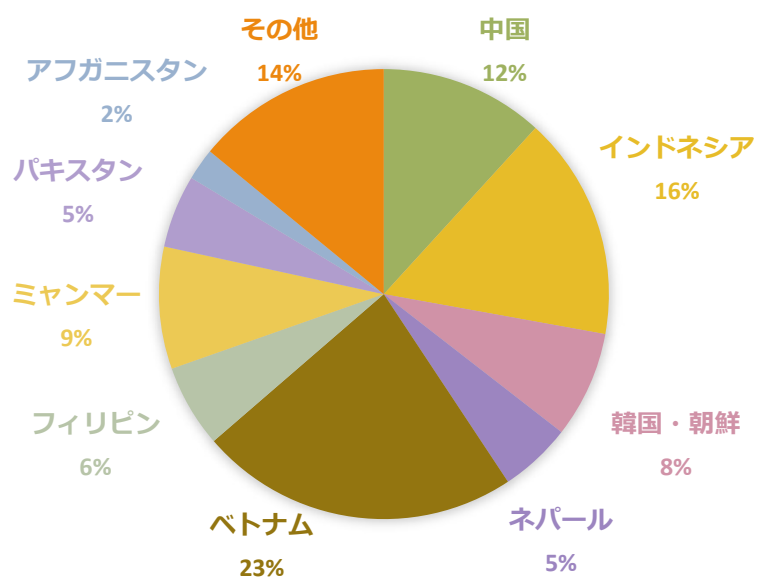
熊本県菊陽町（製造業）



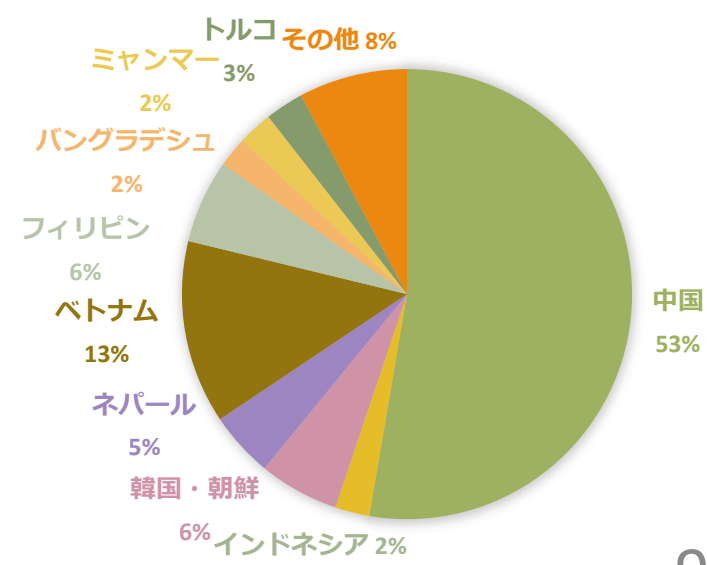
茨城県利根町（留学生）



北海道苫小牧市（製造業）



埼玉県川口市



出典：法務省「在留外国人統計」

国民健康保険における外国人被保険者データ

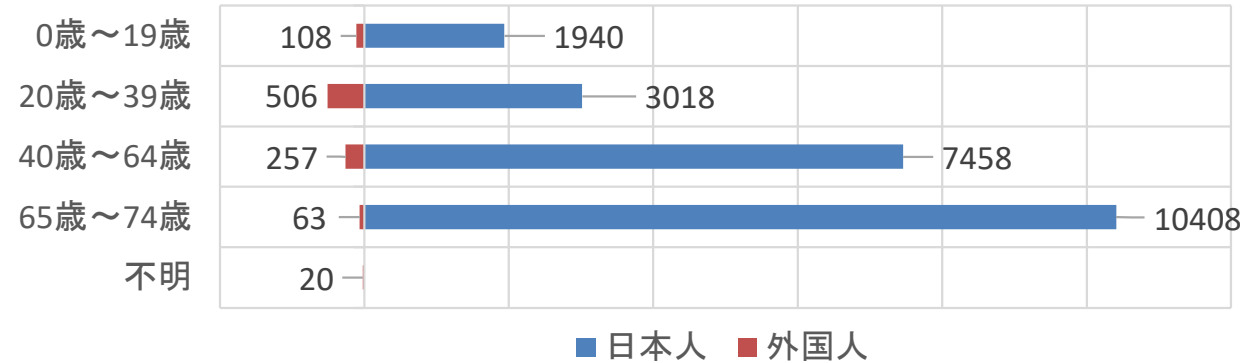
- 国民健康保険における外国人被保険者数は、令和5年度時点で97万人で、全体の4.0%を占めている。
- 年齢別に見た場合、外国人被保険者数は20～39歳が50.6万人と多く、日本人被保険者に比べ若年層が多い。

① 外国人被保険者数の推移

年度	被保険者数 (万人) 【対前年度比】	外国人被保険者数 (万人) 【対前年度比】	占める割合 (%)
平成26	3,303【97.2%】	91【103.6%】	2.8
27	3,182【96.4%】	95【104.2%】	3.0
28	3,013【94.7%】	99【103.8%】	3.3
29	2,945【97.7%】	99【100.5%】	3.4
30	2,824【95.9%】	102【102.4%】	3.6
令和元	2,711【96.0%】	99【97.5%】	3.7
2	2,648【97.7%】	91【92.2%】	3.4
3	2,597【98.1%】	83【90.4%】	3.2
4	2,508【96.5%】	92【110.8%】	3.6
5	2,378【94.8%】	97【105.4%】	4.0

被保険者数（～平成28年度）：国保事業年報より（各年度末現在）
 被保険者数（平成29年度～）：国保実態調査より（同年9月末現在）
 外国人被保険者数：国保課調べ（各年度末翌日現在）

② 年齢階層別被保険者数（日本人・外国人）（千人）



日本人被保険者数：国保実態調査（令和5年9月末現在）をもとに算出した数値
 外国人被保険者数：国保課調べ（令和6年4月1日現在）

③ 国内の診療実績

- 総医療費、高額療養費支給額に占める外国人の割合は、それぞれ1.39%、1.21%であり、全国的な傾向としては、外国人被保険者に対する国内の診療実績は、必ずしも被保険者に占める外国人の割合に比して大きいとは言えない。

【R5.3～R6.2診療分(全体)】

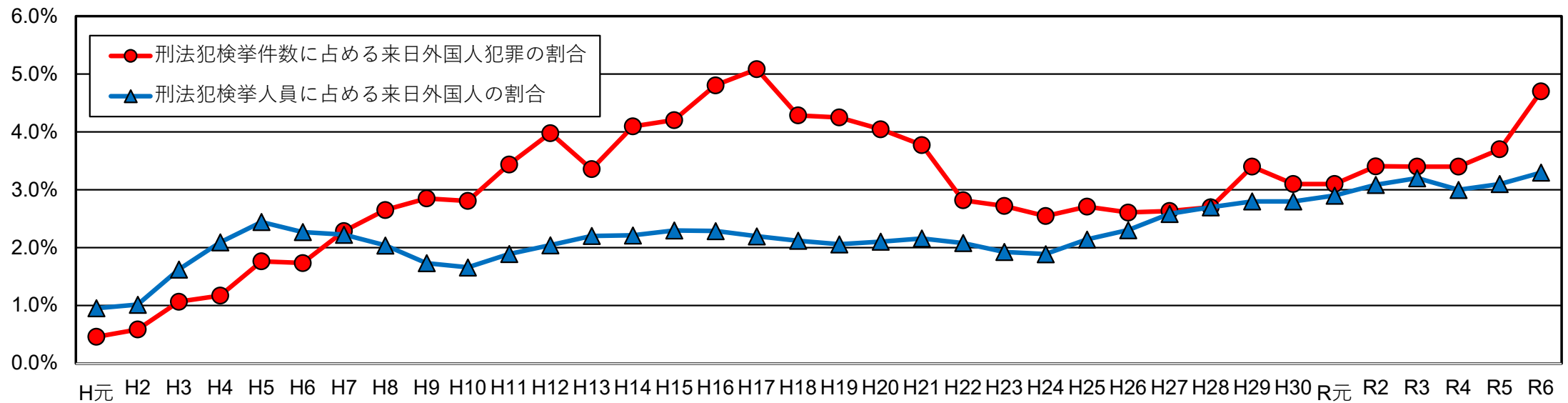
項目	医科・DPC・調剤レセプトの合計	
	うち、外国人	
	実績	割合
レセプト件数	36,005万件	6,233,726件 1.73%
総医療費	89,268億円	1,240億円 1.39%
高額療養費該当件数	9,365,972件	97,302件 1.04%
高額療養費支給額	9,803億円	118億円 1.21%

④ 外国人の保険料収納率

- 外国人の保険料の収納状況について実態把握ができていなかったところ、独自に把握を行っている自治体に対し聞き取りを実施。集計を行った約150自治体における外国人の収納率は63%であった（※）。
- なお、同じ約150自治体の日本人も含めた全体の収納率は93%、全国の日本人も含めた全体の収納率は94%となっている。
- （※）外国人の収納率は「外国人世帯主の世帯に係る収納金額／外国人世帯主の世帯に係る総賦課額」の数値。時点は令和6年12月末時点が基本であるが、自治体により異なる場合がある。

刑法犯検挙に占める来日外国人犯罪の割合の推移

○刑法犯検挙件数・人員（日本人等の検挙を含む。）に占める来日外国人犯罪の割合は、令和2年からほぼ横ばいで推移していたが、**令和5年から2年連続で増加。**



注) 「来日外国人」とは、我が国に存在する外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人をいう。

児童手当の外国人支給児童数の把握について

こどもまんなか
こども家庭庁

○児童手当については自治体からの年に一度の事業報告により実態を把握している。

◎児童手当等 支給対象児童数

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給対象児童数	16,373,429	16,114,845	15,872,314	14,733,413	14,279,290
うち外国人	269,554	277,957	278,833	288,924	300,630
(割合)	1.6%	1.7%	1.8%	2.0%	2.1%

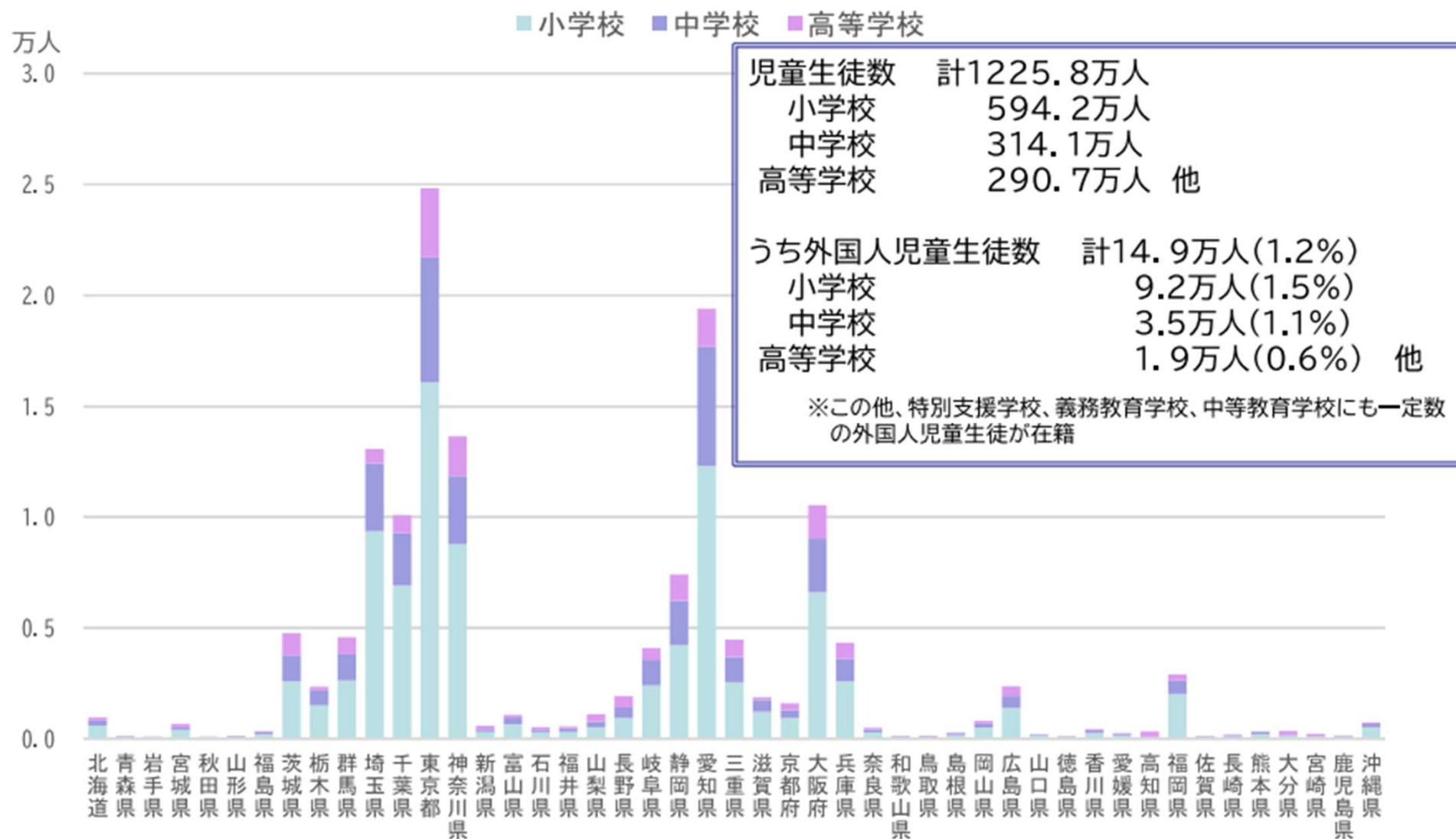
※ 児童手当は、1981年の「難民の地位に関する条約」の加入に当たり、他の国内関係法と同様に国籍要件を撤廃したものであり、現行法においても国籍要件は設けられていない。

このため、外国籍の方であっても、

- ① 日本国内に住所を有する
- ② 居住する自治体の窓口にて児童手当の受給申請をしていただく
- ③ 自治体において申請者が児童を監護し、生計を維持していることを確認する

の要件及び必要な手続きを日本人と同様に満たす方は支給対象としている

小・中・高等学校に在籍する外国人児童生徒数（令和6年度）

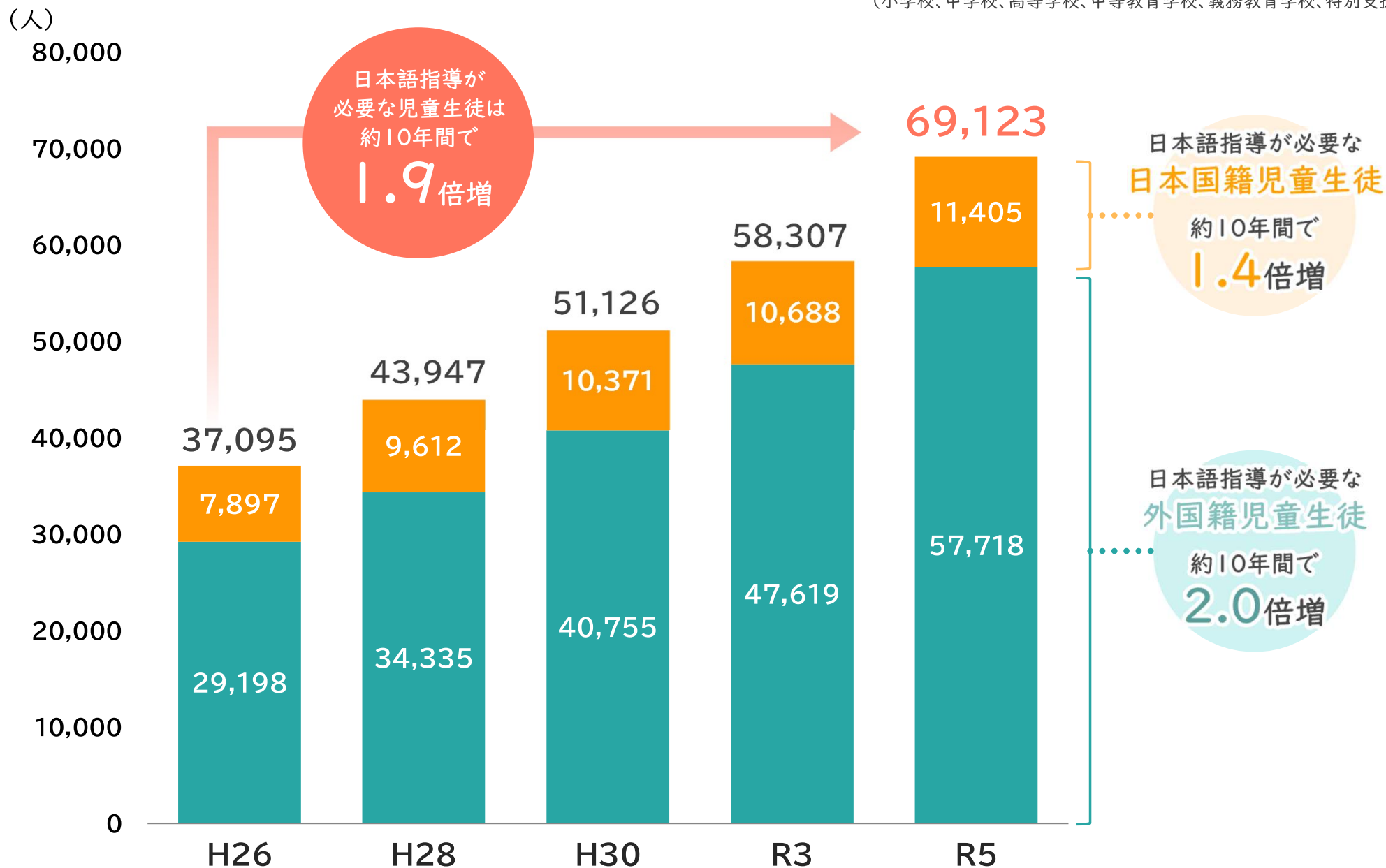


(出典:学校基本調査)

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移

令和7年11月27日外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議（第1回）資料3

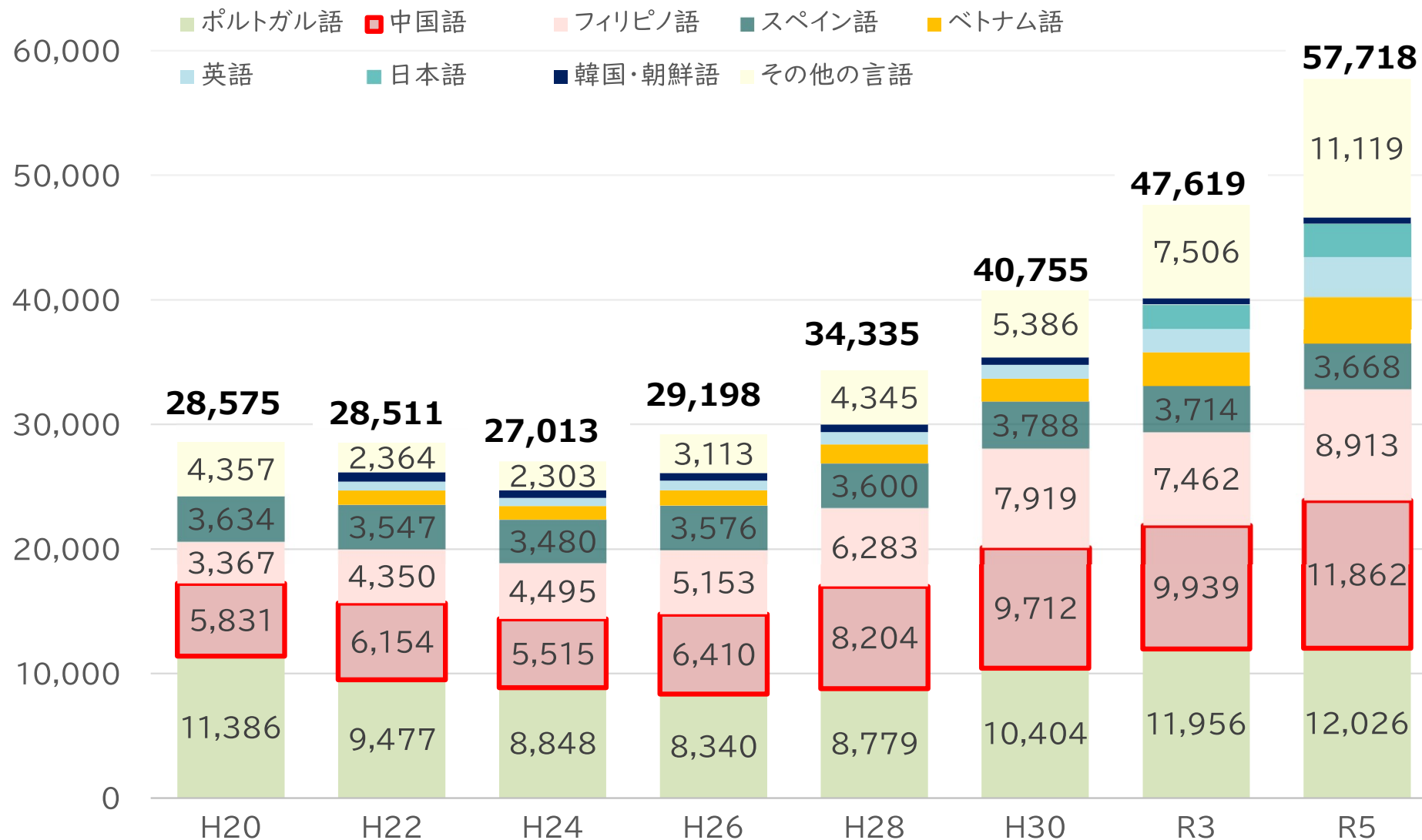
（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校）



（出典）文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の言語別在籍状況

(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校)



令和7年11月27日外国人との秩序ある共生社会の実現のための有識者会議（第1回）資料3

(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

制度やルール等の理解・遵守に係る 地方公共団体の取組等

制度やルール等の理解・遵守に係る地方公共団体の具体的な取組

広島県東広島市

「多文化共生事例集」(R3)掲載事例

■留学生や技能実習生が増加する中、外国人住民からの「日本の生活ルールや手続が分からない」という声や、日本人住民からの「外国人住民がゴミ出し等のルールを守らない」という声が市に多く寄せられるように。

■市役所等において、外国人住民に対する生活オリエンテーションを実施。受講者が3人を超える場合には、申込者が希望する市内の場所(大学、事業所等)でも開催。
やさしい日本語、英語、中国語、ベトナム語の複数言語で対応。

群馬県大泉町

個別ヒアリング(R7年8月)

■従来の定住者に加え、技能実習生等の増加で多国籍化が進む中、ゴミ出しや音等のルール・マナーについて様々な国籍の住民にする周知・啓発が課題に。

■在留外国人のうち、行政とのつながりが希薄な者への情報伝達等が課題に。

■担当課と連携し、住民登録の際にゴミ出しルール等の周知を行うとともに、必要に応じて職員が個別訪問を行い、説明・指導も実施。

■行政・地域社会と在留外国人とをつなぐキーパーソンと連携した情報発信等を実施。

神奈川県

「多文化共生事例集」(R3)掲載事例

■外国人が日本で住居を借りる際、敷金・礼金など我が国独特の商習慣の理解が難しいこと、言語や生活習慣が違うことにより大家や近隣住民、不動産業者とトラブルになることが課題に。

■県がNPO法人「かながわ外国人すまいサポートセンター」を設立。
住居の確保に加えて、生活や近隣住民との付き合い方など、多言語による相談対応業務を実施。

背景・課題

取組

地方公共団体における制度やルール等の理解・遵守に係る取組に関するヒアリング結果（概要）

地方公共団体ヒアリングの概要（R7.9～10実施）

概要

【我が国の制度・ルール等の学習について】

- ・日本語講座等の機会を活用して、日本の生活習慣や文化を教える機会を設けている。
- ・生活ルール・マナーに関し、トラブル等は職員やCIR等が現地対応を行っているが、生活ルール・マナーの周知については外国人コミュニティでキーパーソンを見つけるのが重要と思っており、現在30人程度のキーパーソンを把握している。

【一元的相談窓口について】

- ・一元的相談窓口について、相談窓口に出していない間、相談員は行政文書の翻訳業務を実施している。また、一元的相談窓口から他の行政窓口等への同行支援については、庁舎内は対応しており、庁舎外の場合、まずは先方に連絡。必要に応じて相談員等が通訳対応等のため同行する。
- ・一元的相談窓口について、市町村窓口への同行支援が必要な場合には、市町村と連携して対応している。
- ・一元的相談窓口の他、単独事業で外国人の生活支援や通訳・翻訳を行うボランティア事業（利用料無料）を実施。

【日本語教育について】

- ・日本語教育については、地域日本語教室（ボランティア）で対応しているが、帯同家族等の増加に伴う対象者の増加に対し、対応が追いついていない。
- ・日本語教育に係る地方公共団体・受入企業のデマケが不明確。企業への就労者も含めて、国際交流協会等の日本語教室でカバーしている。
- ・日本語教育については、補助対象外の単独事業として、ボランティア教室の場所の確保や教材の提供、研修といった形で支援を実施。

【人材の確保について】

- ・一元的相談窓口の相談員、地域日本語教室の日本語指導者等の確保が課題。
- ・地域社会に溶け込んで生活している在住者を国際交流員に選任して、同国籍の在留外国人への生活支援等を実施している。
- ・アジア圏の外国人が増加していることを鑑み、在留者が増加している国籍のJET-CIRを任用し、生活支援等に活用している。

(参考) 全国知事会提言 (令和8年度国の施策並びに予算に関する提案・要望)

指定都市市長会要請 (外国人住民との共生社会の実現に向けた指定都市市長会要請)

全国知事会提言 (令和8年度国の施策並びに予算に関する提案・要望) (令和7年7月24日)

【政策要望 地方行政関係】

7 地域国際化等の推進について

(1) 多文化共生社会の実現に向けて、以下の取組を実施すること。

ア 我が国の将来を見据え、今後の外国人受入に関するビジョンを早急に示し、国民の理解を得て、多文化共生施策実施の根幹となる体系的・総合的な基本法を策定すること。(中略) 医療や年金、教育、防災対策等の施策が国の責任において着実に実行されるよう、司令塔となる組織の設置を検討すること。加えて、国と地方公共団体の役割を明確にし、地方公共団体等の意見を十分に聴取しながら、引き続き、多文化共生施策の拡充を図ること。

イ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の内容について、各都道府県の必要額に不足が生じないよう十分な予算を確保し、継続的で十分な財政的支援を行うこと。特に、外国人受入環境整備交付金について、国の予算が十分でなく地方公共団体の必要額に不足が生じている。(後略)

ウ 新たに受け入れる外国人材や在留外国人等が、地域社会の一員として自立した生活を円滑に送ることができる程度の日本語能力の習得や日本社会の習慣に対する理解促進のため、国の責任において日本語教育を必要とする入国前も含む全ての外国人に対し、日本語教育が体系的になされるよう、国が統一的なプログラムを示すこと。

エ 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」については、国の予算が十分ではなく都道府県の必要額に不足が生じていることから、都道府県の事業実施に支障がでることのないよう、十分な予算を確保すること。また、国庫補助率を引き上げるなど、地方公共団体における財政負担を軽減するとともに、都道府県の役割の明確化及び役割に応じた体制の維持・充実にに向けた永続的な地方財政措置を講ずること。

オ～キ (略)

ク 育成就労制度等に基づく新たな外国人材の受入れ環境の整備にあたっては、監理支援機関及び育成就労実施者による育成就労外国人の教育や監理が適切に行われるよう国が責任を持って取り組むとともに、外国人労働者やその家族に対する日本語教育を始めとした支援について、国、地方公共団体、関係機関、事業主等の役割を明確に示し、各対象に周知するとともに、地方公共団体の取組に対して十分な財政措置を講ずること。

指定都市市長会要請 (外国人住民との共生社会の実現に向けた指定都市市長会要請) (令和7年8月4日)

1 外国人住民への生活支援策については、国の責任で対応すべきものであることを踏まえ、行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする内閣府に政策を統括推進する司令塔を設置するとともに、国、地方自治体、民間支援団体等を含む各主体との適切な役割分担により、強力で推進していくこと。

2 外国人受入環境整備交付金について、急激に増加する外国人住民に合わせて、また、指定都市の規模やニーズに見合うよう、交付率及び上限額を引き上げ、対象事業を拡大するとともに、必要となる十分な財源を確保し、安定的、継続的な財政支援を講ずること。

3 (略)

4 地域日本語教育について、ボランティア任せの現状を根本的に見直し、持続可能な制度設計を行うこと。また、人材や場所を含む体制構築・運営に要する経費については、国の責任において更なる財政措置を講ずること。さらに、就労目的の在留資格者について、現状においても、日本語教育の深刻な担い手不足が危惧されることを踏まえ、実効性のある日本語教育カリキュラムと体制を国主導により早期かつ確実に構築すること。

5 地域社会の構成員として活躍できるよう、帯同家族を含む長期滞在者に対して入国前後に日本語や日本の文化・社会制度を教育する機会を拡充するとともに、それらの理解度などを入国時や在留資格更新時に確認し、習得を促す仕組みを創設すること。

(参考) 全国知事会共同宣言

(多文化共生社会の実現を目指す全国知事の共同宣言) (令和7年11月26日)

私たち全国47都道府県知事は、増加する外国人の生活者としての課題に対応するため、これまで多文化共生施策を進めてきました。2027(令和9)年、国の法律改正により「育成就労制度」が開始されれば、こうした課題は全国的な課題になることが明白であることから、2025(令和7)年7月、私たちは国に対し、「育成就労制度への円滑な移行」及び「外国人の受入環境整備」を求めました。さらに、これを実現するためには、国の責任において、外国人の受入れ及び多文化共生施策に取り組む必要があることから、新たな外国人の受入れに関する基本戦略の取りまとめや多文化共生施策実施の根幹となる基本法の制定、司令塔となる組織の設置について、強く要請をしているところです。

私たちは、こうした取組を引き続き国に強く求めるとともに、多文化共生社会の実現を目指すため、以下の基本的立場を共有し、ここに宣言します。

1. 多文化共生の推進

私たちは、国や市町村等の関係者と力をあわせ、日本人と外国人が共に地域社会を築くための多文化共生施策を推進します。事実やデータに基づかない情報による排他主義・排外主義を強く否定します。差別や人権侵害のない社会の実現を目指す姿勢のもと、感覚的に論じることなく、現実的な根拠と具体的な対策に基づく冷静な議論を進め、外国人の持つ文化的多様性を地域の活力や成長につなげることで、地域社会を共につくる一員として包摂し、日本人、外国人を問わず、すべての方が安心して暮らし、活躍することができる多文化共生社会をつくっていきます。

2. ルールに基づく共生と安心の確保

「多文化共生」は、無秩序な外国人の受入れや外国人の優遇を意味するものではありません。ルールを守る外国人には地域社会の一員としての機会を保障する一方で、違法行為や制度の不適切利用については国と共に厳正に対処します。外国人がルールを適切に把握できるよう、ごみ出しや騒音なども含めた生活に関する情報発信や相談対応等に努め、日本語学習の支援など日本人と外国人が安心して暮らすことができる環境を国と共に整えていきます。

3. 正確で積極的な情報発信

外国人の受入れ増加は日本の深刻な人口減少・少子高齢化を背景としており、外国人は既に製造業やサービス業、建設業、農業をはじめ、近年では医療・介護・福祉分野等を担う人材として、また、地域の一員として社会を支える、なくてはならない存在となっています。一方で、その実態は必ずしも十分に伝わっておらず、外国人が増えると犯罪が増える、ルールを守らない外国人が多い、などの根拠があるとは言いがたい情報もSNS等で見受けられます。

実際、「外国人雇用状況」の届出状況によれば、2024(令和6)年10月現在、約230万人の外国人労働者が全国約34万か所の事業所で活躍しています。また、「犯罪白書」によれば、外国人による刑法犯の検挙件数は、2005(平成17)年の約4万4千件をピークとし、2023(令和5)年には約1万6千件と在留外国人が増加する中にも減少傾向にあります。さらに、その在留外国人数全体に対する比率をみると、2005(平成17)年の約2.17%から、2023(令和5)年には約0.46%と低下しています。国には、外国人が増加することに対する国民の不安を払拭し、国民が正確な情報に基づいて冷静に議論できるよう外国人の受入れ・共生に関する基本的な在り方や、正確なデータに基づく積極的な情報発信を行うよう働きかけていきます。

育成就労制度の概要

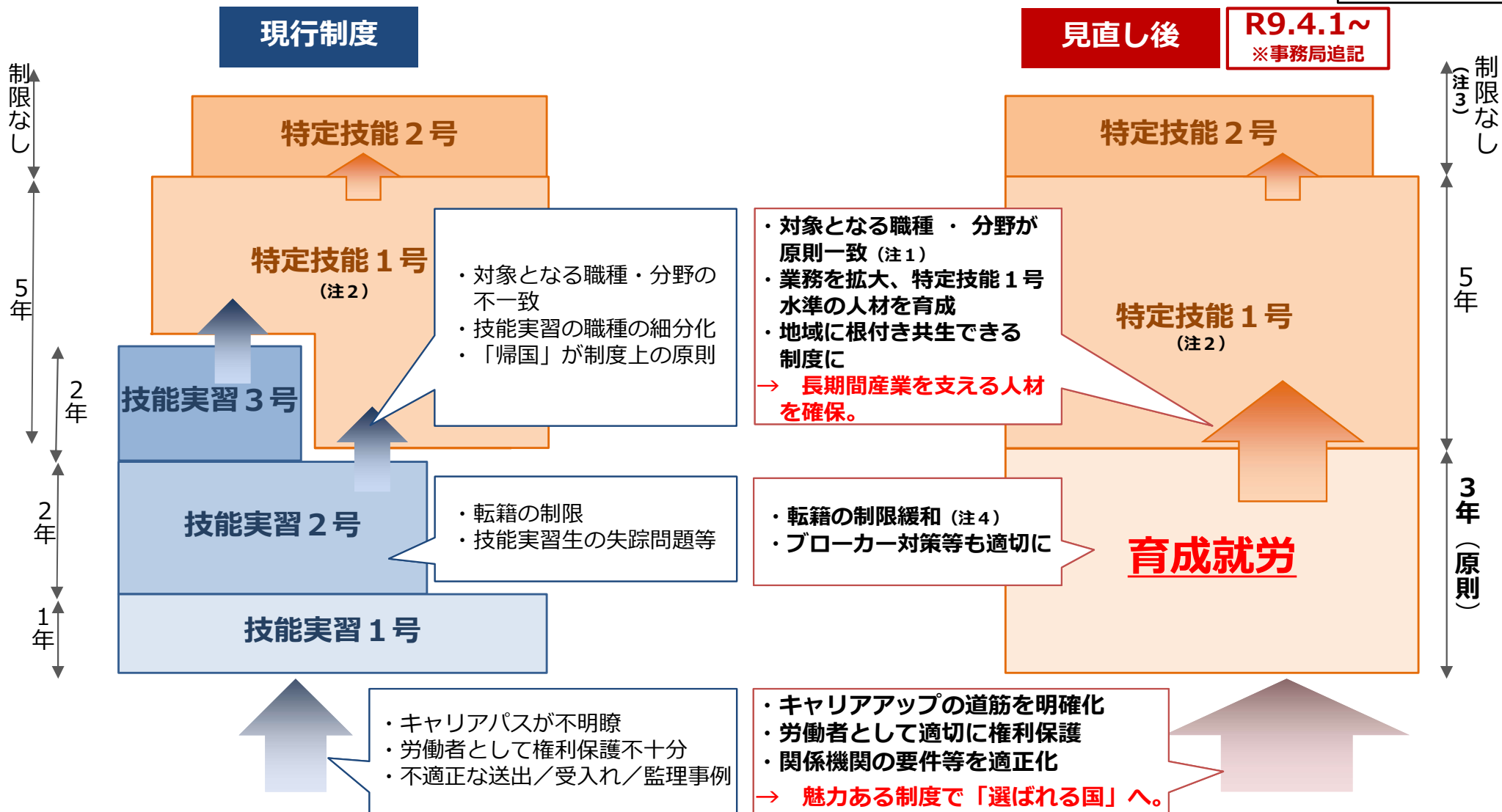
制度概要 ③技能実習・育成就労・特定技能の制度比較

	技能実習(団体監理型)	育成就労(監理型)	特定技能(1号)
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「育成就労」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算3年（育成就労終了時の試験不合格者は一定要件の下、再受験のため最長1年間の延長が可能）	通算（妊娠、出産、育児その他のやむを得ない事情により業務に従事することができなかった期間を除く）5年（相当の理由があると認められる場合は6年）
外国人の技能水準	なし	就労開始時、1年経過時、終了時（特定技能1号移行時）において段階的に技能水準、日本語能力水準を試験等で確認	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし （介護職種のみ入国時A2.2レベルの日本語能力要件あり）	なし （介護分野は「日本語教育の参照枠」A2.2相当、鉄道分野（運輸係員の業務区分）はA1以上の日本語能力要件あり）	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 （技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除）
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり （非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制）	なし	なし
支援機関	なし	あり（監理支援機関） （育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや育成就労実施者に対する監理・指導、育成就労外国人への支援・保護等を行う。主務大臣による許可制）	あり（登録支援機関） （個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁長官による登録制）
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	通常監理支援機関と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし（介護分野、建設分野を除く）
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動（1号） 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動（2号、3号）（非専門的・技術的分野）	特定技能1号水準の技能を有する人材の育成・確保を目的とした技能修得に従事する活動	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動（専門的・技術的分野）
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	やむを得ない場合のほか、育成就労産業分野ごとに設定する転籍制限期間、技能水準及び日本語能力水準を満たす場合に、本人意向による転籍が可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

制度見直しのイメージ図

改正法の概要
(育成就労制度の創設等)

出入国在留管理庁
作成



(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

(注2) 特定技能1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続きを柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年(分野ごとに設定)を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

技能レベル

高

- (就労開始までに)
- **日本語能力A1相当以上の試験**
(日本語能力試験(JLPT)のN5等) **合格**
or
 - それに相当する**日本語講習の受講**

- **技能検定基礎級等**
+
 - **日本語試験** (A1相当以上の水準から特定技能1号移行時に必要となる日本語能力の水準までの範囲内で各分野ごとに設定)
- ⇒これらの試験への合格が**本人意向の転籍の条件**

- **技能検定試験3級や特定技能1号評価試験**
+
 - **日本語能力A2相当以上の試験**(JLPTのN4等)
- ※ 育成就労を経ずに外国で試験を受験して特定技能1号で入国することも可。

- **特定技能2号評価試験**
+
- **日本語能力B1相当以上の試験** (JLPTのN3等)

**育成就労
(3年間)**
(注1)

受入れの範囲：育成就労産業分野
(注2)

**特定技能1号
(5年間)**

**特定技能2号
(制限なし)**

(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための**最長1年**の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

外国人の受入れ・秩序ある共生の ための総合的対応策

(外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定(令和8年1月23日))

新たに設置された関係閣僚会議の下、外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、新たにとりまとめ

I 基本的な考え方

- 一部の外国人による、我が国の法やルールを逸脱する行為・制度の不適正利用について、国民が感じている不安や不公平感に対処する必要
- 入国前の日本語教育及び社会規範等の理解促進、法やルールを逸脱する行為に対する公正・厳正な対処、事実・実態を把握した上での制度適正化、正確かつ十分な情報公開、関係機関間の情報共有・相互連携といった取組により、安全・安心な社会を実現
- その上で、我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す必要

II 国民の安全・安心のための取組

第1 既存のルールの遵守、各種制度の適正化に向けた取組

1 出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れについて

- | | |
|-------------|--|
| R8 | ○不法滞在者ゼロプランの強力な推進（5年以内に難民認定申請の平均処理期間を6月以内・退去強制が確定した外国人を半減）
○外国人に関わる各種施策・出入国在留管理の体制を強化・拡充
○帰化の審査において、永住許可との整合性も勘案した厳格化を検討 |
| R8/R9 | ○永住者の審査の厳格な運用、許可基準の見直し |
| R10 | ○電子渡航認証制度（JESTA）の導入 |
| 具体化に向け直ちに着手 | ○日本語や制度・ルール等を学習するプログラムの創設、受講及び内容の理解を在留審査（永住者の審査を含む。）の要素とすることを検討
○海外事例を参考に、退去強制事由の拡大（対象犯罪の拡大）について、検討
○国・地方自治体・受入れ機関等の役割分担、在留資格の適正化や関連する将来推計を踏まえた受入れの在り方等の総合的な検討 |

2 外国人制度の適正化等について

- | | |
|-------------|---|
| R8 | ○来日前・来日後の日本語教育の充実（大人：自治体への財政支援等/こども：国が初期支援の方策を検討等）
○日本語教師の養成・研修及び社会的地位の向上
○各種民泊データの一元管理を通じた仲介サイトからの違法民泊の確実な排除
○オーバーツーリズム対策の集中的実施・抜本的強化、特定の都市・地域への集中の是正と観光客の分散の推進 |
| R8/R9 | ○医療費不払のある訪日外国人の情報を共有するシステムの基準額引下げ（R8）、対象の中長期在留者への拡大（R9） |
| R9 | ○入管庁と関係機関との税・国保料等のマイナンバー等による情報連携の在留審査等への活用（R9） |
| 具体化に向け直ちに着手 | ○外国人学校への補助金等の状況の公表等による適正かつ透明な執行確保、外国人留学生の在籍管理の適正を欠く大学等の指定・公表
○公営住宅・UR賃貸住宅等への新規入居者の国籍等の把握、追加的な対応の検討 |

第2 土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組

- | | |
|-------------|---|
| R8 | ○不動産登記、森林法をはじめ、土地関連制度において国籍を把握
○安全保障の観点からの土地取得等のルールについて、立法事実を整理し、他国の例も参考に、骨格をとりまとめ（R8年夏） |
| R9以降 | ○不動産登記の国籍把握を踏まえ、国内居住者を含む外国人によるマンション取得実態を把握
○国籍情報を含む、統一的な考え方による地下水採取の実態把握や地下水の適正な保全と利用の仕組みについて検討
○土地所有等情報の更なる透明性向上に向け、法人の実質的支配者の把握強化の検討（FATF（金融活動作業部会）対日審査対応との連携）
○無主の離島の国有財産化や、安全保障の観点から必要な場合には離島の土地の取引等のルール化を含めて対策を検討
○国内居住者を含む外国人によるマンション取得の実態が明らかになれば、諸外国の取組も参考に、必要な対応策を検討 |
| 具体化に向け直ちに着手 | |

III 外国人が日本社会に円滑に適応するための取組

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> • 情報発信・相談体制の強化 • 交付金の在り方の見直しを含む、地方公共団体への支援策の拡充 | <ul style="list-style-type: none"> • ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援 • 秩序ある共生社会の実現に向けた、意識醸成 |
|---|---|